

Title	コミュニティ政策学の可能性
Author(s)	郡司, 篤晃
Citation	聖学院大学論叢, 16(1): 45-66
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=170
Rights	

聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

コミュニティ政策学の可能性

郡 司 篤 晃

Possibility of Community Policy Studies as an Academic Entity

Atsuaki GUNJI

The studies on community policy are possible to develop into a new and practical academic entity. It is to endow communities with wisdom and the ways to develop themselves and to solve many pathological phenomena that are caused from advancement of freedom and individualism.

はじめに

1) コミュニティ政策学科の発足

聖学院大学は「コミュニティ政策学科」を創設した。その設立趣旨は以下の通りである。「コミュニティ政策学科は、地域の行政の場で、また、地域のボランティア活動や経済活動の場で将来活躍したいと思っている人のための学科です。市町村や警察・消防、また、地域に根ざした企業やNPO・NGOなどで働くことを考えている人向けの学科です。2000年4月に地方分権一括法が施行され、国が握っていた多くの権限が、県や市町村へ移されました。これまでのまちづくりは全国どこでも似かよった内容でしたが、今後のまちづくりは、住民の声がより多く反映され、各地域の自主性・創造性に基づき、地域の特性に合わせて行われるようになります。地域の住民が、自分たちのまちをより良くするという自覚と責任をもち、市町村の行政担当者や地域の企業とともに、力を合わせてまちづくりを行う時代が来ました。つまり、地域での活躍の場が大きく広がります。多くの地域では、オリジナリティあふれる地域づくりと、地域活性化のための企画力・実行力をもつ人材を求めています。」

しかし、「コミュニティ政策学科」とは、一般にはわかりづらいといわれているようである。その理由は、「コミュニティ」という言葉の概念が必ずしも明確でないという問題と、「政策」という言葉が人々、特に現代の若者には疎遠に感じられるという問題があることは確かであろう。

Key words; Community, Quasi-Public Good, Quasi-Market

コミュニティ政策学の可能性

言葉の問題を除いても、通常は学問が発達して学たる体系ができ、その後大学で教える科目となるのである。例えば、経済学は、主として19世紀以降に学問としての集積が行われて、大学に経済学部ができ、それを学びたいという人々が大学に集まるようになった。コミュニティ政策学科がわかりづらいという印象を与えるのは、コミュニティ政策学なるものが、はたして存在するのかという疑問があることもその一因なのではないだろうか。

入学してきた学生のなかにも、コミュニティ政策学科とは何なのか、疑問を持ちつづけている者が少なくない。この疑問に我々は答えなければならない。

そのような努力なくして、地方行政官を教育するというにのみ関心が注がれたり、各種の資格取得を掲げれば、それらの各種学校とどう異なるのかというジレンマを克服できない。

今後、学科の発展を期すためには、学生募集に対する努力は重要であるが、一方では、迂回的と思われても、コミュニティ政策学を研究領域として確立すること、その方向への研究を推進し、その成果を教育に生かし、積極的に社会にアピールしていくことが重要であろう。

研究の推進には、多様な専門家が一定数以上いることが重要であるといわれており、これをクリティカル・マスと呼んでいる。それらの人々がファカルティを構成し、関心の領域や研究の方向性を共有し、それぞれが専門的立場から研究を推進すると同時に、相互の助言や批判から利益を得ることが重要である。

本学においても、ファカルティ・ディベロプメント（FD）の必要性が叫ばれている。FDは、とりもなおさず授業評価のように受けとられているが、それは極めて矮小化された議論というべきであろう。ファカルティとは本来、「知の力」を意味する。コミュニティ政策学科における真のFDは、コミュニティに関する、コミュニティのための、「知の力」の開発でなければならない。コミュニティ政策学科が「知の力」として、コミュニティに受け入れられてはじめて、コミュニティ政策学科は確立するであろう。

「コミュニティ政策学」が独自の存在（entity）であることの認識をファカルティのフタッフが共有し、研究成果を上げて行くことが真の意味でのFDであり、そこに奉職する者にもファカルティ・アイデンティティ（faculty identity）が醸成されることになる。

そのことによって、そしてそのことによってのみ、本学科はわが国でもユニークな学科として発展する可能性が開けてくるであろう。

本稿はそれが可能であることを主張する試論であり、決して完全なもの、間違いのない真実を主張しようとする論文ではない。むしろ、多くの検討課題を提示して関係者の討論のきっかけとなることを目的とするものであり、まさに研究ノートである。

2) 概念の明確化

(1) 「コミュニティ」

「コミュニティ」は「地域社会」と訳すが、ここで地域とは単なる地理的な地域ではない。つながり⁽¹⁾をもって生活する人々の存在する地理的空間である⁽²⁾。したがって、コミュニティとは基本的には人々が生活の基盤を置く地域単位であるとする、わが国においては具体的には主として市町村という行政単位を念頭に置くことになる。

しかし、その概念の辺縁は極めて広い。例えばその大きさもまちまちであり、団地や商店会から、EU (European Union) までコミュニティの名で呼ばれてきた⁽³⁾。

(2) 政策と政策学

政策とは「政府・政党などの方策ないし施政の方針」であり、政策学は「政策を実践的な見地から評価し、研究する学問」とされている⁽⁴⁾。

従来、コミュニティを研究の対象としてきたのは社会学である。コミュニティ政策学なるものが存在するとすれば、社会学は其中で中心的に重要であろう。しかし、近年の社会の急速な変化、即ちグローバル化と民主化の進行、諸学の発展により、地域の福利や発展を考えるためには、社会学という単に1つの学問的視点や方法論のみでは対応しきれなくなっている。

学の体系を 本質的体系(例:数学,物理学)と 実践的体系(例:医学)に分けると、おそらくコミュニティ政策学は後者に近いであろう。これを教育の体系として構築する場合には、医学が基礎医学と臨床医学(臓器別,年齢別,その他)とに大別されるように、コミュニティ政策学も、すでに大きな体系として確立されている社会学,倫理学,法学,政治学,経済学などの諸学を基礎として、管理学,経営学,行政学,交通,環境,地域開発,社会保障,金融,治安・平和などの各論に大別されるであろう。

結局、コミュニティ政策学は、コミュニティの福利・発展という目的性を関心の中心に据え、もう一度、諸学の中から関連する研究領域を見出し、新たに発展させようとする研究活動となるであろう。結果として、コミュニティ政策学は地域社会で働き、リーダーシップを発揮しようとする人々のための実践的学問となるであろう。

2. コミュニティの変動とその背景

コミュニティ政策学を論ずるには、まずコミュニティとそれを取り巻く社会の変動と問題点を明確に認識することが重要である。

1) 科学技術の発達

科学とそれが産み出した技術は、社会を大きく変えてきた独立の大きな要因であることを認識し

なければならない。科学の発達⁽⁵⁾は、18世紀のイギリスに始まった産業革命を引き起こした。「産業革命」は人類社会に豊さをもたらし、人々の生活水準が向上し、人類を生態学的拘束から解放させた。その結果、人口学でいうところの「人口転換」が起こった⁽⁶⁾。

産業革命はまた、ギルド的生産体制や伝統的流通機構などを破壊して行った。これらの変化を目の当たりにしたA. スミス (1723-90) は、そこに「見えざる御手」の働くのを見た。

このような社会背景がJ. S. ミル(1748-1832)らの自由思想へ影響を与えたことは間違いなからう。因みに、ワットが蒸気機関を発明したのが1765年、A. スミスの「諸国民の富」が出版されたのはアメリカ独立宣言と同じ年の1776年である。

2) 市場経済と経済学の発達

経済について、フランス学派は工学的に考えたが、スミスは客観的に観察し、見えざる御手が働くのを見た。即ち、個人が利己的に利益を追求することを認めても、(神の)見えざる御手⁽⁷⁾が働いて豊かさや調和が実現されるとした⁽⁸⁾。この視点が市場の機能を明らかにする研究を生み、経済学の基礎となった。

その後の産業の発達と、経済学の確立は、市場に関する知識と信頼を高め、さらに私的セクターの存在を確立したのである。

R. ハイルブローナは、優れた経済思想史の入門書「世俗的思想家達」のなかで、「自由主義経済」思想の基本的な寄与は以下の3点だという⁽⁹⁾。

社会の物質的なニーズを満たすような生産や分配の主要な手段として、人間の得たいという欲求に依存するようになった。

生産の指示と分配の仕方を市場にまかせた。

公と私の両方の権力を認め、その境界を認めた。

は人間が利己的であることの容認である。即ち、例えば人々が利己的に行動しても、少しばかりのsympathyがあれば、結果的には市場は社会に豊さと調和をもたらすことが明らかになったので、人々は財の生産と分配を安心して市場に任せるようになったのである。ハイルブローナは、過去において人々が利己的に利益を追求することを肯定する思想はなかったため、これを「世俗的思想」と言う。この指摘は重要である。なぜならば、この思想の世俗化こそが現代社会の病理を生み出しているからである。

の「私の権力」とは、消費者には「選択の自由」があることであり、「消費者主権 (sovereignty)」を認めることである。貧しい時代には、わずかな富は人々に公平に配給 (rationing) されることが正義であったので、そのためには支配者とその権力が必要であった。

産業が発達し余剰が増加し、その分配は個人の選択の自由に任されるようになり、公的セクターに対して私的セクターが分離し、巨大化した。

民主化とは権力の下方移譲であるとすれば、富の分配の権限を「個人の選択の自由」に任せることほど民主的な方法はない。思うに、自由主義経済の発展なくして民主主義の発展はなかったであろう。

3) 社会主義国の崩壊とその後の世界

グローバル化の進展

1989年、ベルリンの壁の崩壊に始まったソ連の崩壊は歴史を画する大きな出来事であった。社会主義国の消滅に伴い、イデオロギーの対立の時代は終わった。その影響はきわめて広く大きい。社会主義の崩壊によって、資本主義の代替案が消滅し、それをいかにして管理運営していくかという課題のみが残った。

自由市場の拡大に伴い、経済を中心にグローバル化が急速に進みつつある。グローバル化とは、基本的には、金、もの、人、文化の移動の増大であるが、経済が先行する。

自由主義経済の拡大、そして市場化は世界の潮流となった。この世界の潮流はしばらく変えることはできないであろう。一旦、潮の流れに巻き込まれれば、それを抜け出すことは困難であり、一旦静止しているように見えても、大変な速度で流されざるを得ないのである。

一方、文化のように人間の価値観に根ざしたものは急速に変化することはない。特に宗教は変化することは困難である。ソ連が崩壊し、多くの独立国家に分解した。急速なあるいは暴力的なグローバル化はコミュニティとの摩擦や抵抗を生むことになる。

EUの発展と小国の独立

これまでの人類の歴史において、その統治機構は次第に拡大し、国家として完成して来たが、国家と比較して世界の統治機構は明らかに未完成である。そのような歴史の流れの中であって、EUによって推進されているものは、単に従来の国家概念を前提とした「国際化」とは異なり、市民生活のレベルでの統合化であるので、国家の枠組みを越えたコミュニティー化というべきものである。

EUによる統合は、当面は単一市場形成、通貨統合などの‘high politics’が関心を集めている。社会保障などは第三領域であり、‘low politics’として比較的関心の度合いが低く、この領域で各国間の‘harmonisation’を行うことは想定されていない。しかし、次第に社会保障の領域も巻き込みつつある^{(10), (11)}。

社会保障 (social policy⁽¹²⁾) は国家権力の介入が不可欠な領域であるので、その領域における決定権の委譲による国家主権の侵食は社会保障の領域でこそ大きい。また、社会保障制度は国民の既得権でもあり、その変更や統合には多くの困難を伴うことは、国内政治の例を見れば良く理解できよう。

EUの発展は、各国からEU政府への権限の委譲をもたらす。EU加盟の諸国は、EUという超国家に

よってその権力を奪われつつある。また、地方分権化の進行と地方の独立の要求によって、EU加盟国における従来の国家概念は揺らぎつつある。

EUの形成とそれへの参加動機には、各国の長期短期の利害について利己的な判断があるは当然としても、種々な面で自分達の既得権を失ってもそれを推進しようとしている。例えば、東ヨーロッパの諸国の加盟によって、西ヨーロッパ諸国の社会保障の水準が下がることなどが心配されている。それにもかかわらず、EU加盟国が東ヨーロッパ諸国の加盟を受け入れるのは、彼らがそれらの諸国に対して、M. イグナチエフのいう「連帯」を感じるからではなからうか。

コミュニティ政策学におけるEU研究の意義は、そこから我々はコミュニティ形成の困難性と可能性を学ぶことができることである。

市場化の進展

社会主義国の崩壊によって自由主義経済圏は拡大した。そればかりでなく、社会主義国が存在していた時には、ヨーロッパの多くの国々においては、富の再分配は社会主義的な方法で行われていた。たとえば、イギリスにおいては 'social policy' の領域については、社会主義的な構造の妥当性が仮定され、事実運用されていた。社会主義の崩壊後、世界の国々に誕生した新自由主義政権は、国際的な経済競争の激化に対応するために、社会保障を含む幅広い領域において民営化、市場化を断行した。しかし、その全てがうまく行っているわけではない。

新自由主義政権による社会変革によって、政府が後退し、私的セクターが拡大したが、新たな公共と私的空間の間に広大な準公共的空間が出現した。そのガバナンスをいかにすべきかなどをめぐって、改めて古い問であるところの、「政府とはなにか」、「市民社会とはなにか」⁽¹³⁾、「公と私をめぐる公共哲学」⁽¹⁴⁾、⁽¹⁵⁾」や新たな社会規範の研究が復権⁽¹⁶⁾しつつある。

'social policy' の領域の多くが準公共的空間である。医療・福祉ではサービス提供者と受け手の間の市場は機能しないので、手放しでは市場に任せることはできない。先進諸国はそれぞれの歴史的背景のなかで、種々の政策的制御を試みているが、未だに世界的な定見はなく、政策研究の大きな対象である。

例えば、アメリカにおいては、市場機構が機能するように、組織と制度を作っていくという、いわゆる "managed competition"⁽¹⁷⁾、⁽¹⁸⁾、⁽¹⁹⁾ という考え方によっている。従って、究めて競争的な制度となっている。その結果、1990年代に入ってアメリカの医療費の高騰は収まったが、質の問題が噴出している⁽²⁰⁾。

イギリスにおいては、サッチャー政権が同様の考え方で、これらの領域に市場機構を導入したが、ブレア政権によって修正されている。この点については後述する。

準公共空間は政府の介入は必須である。したがって、純粋な民間の産業界などと異なり、政権政党が変化した場合には、その領域は大きく影響を被ることになる。

4) 豊さがもたらす個人主義化と家庭の変化

個人主義化の進行

昔、人々が畑を耕すのは家族総出の作業であった。父が狩に出て幸運にも獲物を持ちかえることができれば、家族そろって食事をすることができ、貴重な栄養素の補給ができた。つまり、食という生命維持の基本的な活動は、家族的な共同作業であったし、そのなかで家族は喜びや悲しみをとともにしていた。そこにおのずと家族の一員、社会の一員としての規範や社会性が育まれて来た。

今や人々の生活は豊かになった。家の冷蔵庫には常に食物があり、それぞれが好みの時間に、好みのものを食べることができる。夕食を家族とともにする父親は極めて少ない。たまに、父親が早く帰宅しても、子供は塾に行っていない。朝食の小、中学生の孤食率は30%に近い⁽²¹⁾。豊かさは家族がそれぞれ自由に生活することを可能にした。これは日常生活行動の個人主義化である。

人々は、若い時から、それぞれの予算制約のもとに、自分の好みに合ったものを購入する訓練を受けている。制服があこがれの時代は終り、個性の時代であり、売り手の言葉で言えばdifferentiation(差別化)の時代である。そして市場で得たものは自己の個性を主張するために用いられる。また歌声喫茶ではなく「ウォークマン」に象徴されるように、極めて個人的快樂追及が増大している。これは支出・消費行動の個人主義化である。

マグレガーは人間の欲求に階層構造があることを指摘し、最高位の欲求は自己実現であるとした。個人主義化の傾向は、生きる意義についても個人化をもたらししている。マグレガーの言う自己実現とは、長い間の努力の結果としての人生における成功を意味したのであるが、近年若者の間には、外見的なこと、目立とう精神(改造自動車、爆音バイク、ガングロ、ヘアカラー)などといった安易な自己実現、自己主張が見られる。

今井弘道は⁽²²⁾このような個人主義の傾向性を「自己実現的個人主義」と呼んだ。それは「自分自身の独自性に対する誇りに充ちた信念を重視する人間」を登場させるが、容易に「欲望自然主義」に陥り、「自立した市民」に育たない可能性があることを指摘している。満たされない欲求があれば、売り手にとってはビジネスチャンスである。

ミーイズム、ミー・ファーストと言われる現象とその影響に関する社会心理学的研究の奥行きはかなり広く深い。

制度的個人主義

社会制度がこれらの傾向をつくりだし、むしろ増進している可能性がある。制度的個人主義の問題である。

わが国においても、夫婦別姓が法的にも容認されようとしている。家計の個人化も進み、夫婦別会計が増加しているという。離婚は必要に応じてますますしやすくなりつつある。医学は愛と生殖・子孫の維持にまつわる多くのタブーから人間を解き放ったが、欲望自由主義の罪過を増大させ

ている。子供の人権がますます危機に曝されて行く。

今や北欧の国々では婚外児の占める割合は50%に達しており、イタリアを除く他のEU諸国においてもそれに迫る数字である。人々が結婚という法制度にコンフォームすることを拒否することの結果である。まさに「脱家族化」という「家庭制度の崩壊」である。

年金をはじめ諸々の社会保障などの社会の諸制度が、家族ではなく個人を対象につくられていることが個人主義を助長している可能性がある。年金も財産もポータビリティが増大しつつある。年金のポータビリティを増大させることは、EUをはじめ先進国間の制度的ハーモナイゼーションの緊急課題として取り組まれている。これは、年金制度が共済的性格をなくして、自助、即ち個人化していくことを意味する。

わが国の国民年金制度における掛け金の、若者の不払い率は増加して40%にも達する。共済的な年金制度は市民の側から破壊されつつあり、制度全体が崩壊の危機に直面している。

歴史的には、個人の自由は、国家権力との対立で議論されてきた。しかし、今や自由は、自由な個人の連帯の問題として議論されなければならない。我々はなぜ連帯し、どこまでの範囲で連帯できるのか⁽²³⁾考えなければならなくなった。

世界的に見られる個人化の傾向は、果してこのままで「個人の人格の完成」に近づきつつあるのだろうか？ 家庭にその機能が失われて行く時、われわれの社会はどこにその機能を期待するのだろうか？

学校教育に与えられている解決困難な課題は学力の低下の対策ではなく、人格の完成のために具体的に何がなされなければならないかという課題である。おそらく学校教育のみでは、個人主義化の大きな潮流とそのもたらす病理的現象に対処することはできないだろう。

社会の基本単位である家庭が、次世代の社会規範を育む場でなくなりつつある時、コミュニティがこの問題にどう取り組むべきかが問われることになるだろう。

生活者の基本単位である個人、家庭、そしてコミュニティが、今どのように変動しており、現在の世代が未来の社会にどのようにかわるべきかは、コミュニティ政策学の基礎的問題として十分研究すべき課題である。

5) 自由と規範：リベラリズムとコミュニタリアニズム

「自由は、少ないよりも多い方が良い...という観念は次の事実を見ていない。つまり、高い水準の社会的規制がある状態から、より大きな幅で選択できる状態へと移行すること、すなわち個人の自由の拡大は、ある点に達すると、その行為者の負担を重くし、自由を究極的に支える社会秩序を掘り崩してしまう、と言う事実である。」⁽²⁴⁾ この問題意識は重要であろう。そして、古い黄金律ではなく新しい黄金律が必要だとA. エチオニイは主張する⁽²⁵⁾。

個人の自由と社会的規範との相克の歴史は古い。トマス・アクィナスは、「共通善」と個人の自

由の対立を論じたが、この対立は未だに解決されていない。否むしろ、自由主義の病理が明らかに
なりつつある現在、新たに取り組みられるべき問題であろう。

経済優先の風潮は思想の世俗化であり、その前提となる利己的人間観やリベラル思想の肯定であ
り、拡大であることは見逃されがちである。そのことが社会の病理的現象を増大させているのでは
ないだろうか。今後、人々は自由自身がもたらす病理に対処していかなければならないのだ。

特に、リベラルな経済学者には、ラディカルで、既成概念にとらわれない注目すべき提案がある
が⁽²⁶⁾、国家の役割をも否定するに至る。しかし、たとえグローバル化がさらに進行したとしても、国
家の役割がなくなることはないという議論⁽²⁷⁾の方が説得力を持っている。

思想界に於いても、アメリカにおける人種差別、不平等に対する公民権運動、ベトナム戦争反対
の中から、改めて正義とは何かという議論が復活した。ロールズの正義論⁽²⁸⁾といわれるものは、第
一原理は自由、第二原理 a) 機会均等の原則の下、b) 格差原理であるが、これらの原理は「無知
のヴェールに覆われた状態」にある人の内省的な直感を通して採択されるとした。これらは功利主
義に代わる代替案ではあるが、彼はまた個人の私的活動（経済も含む）の自由を最大限に保障する
ため、政府の機能の最小化を主張した。

同じくアメリカにおけるコミュニタリアニズムとその運動⁽²⁹⁾はリベラリズムよりはるかに規範的
であり、彼らは自らの主張を、学習と対話と教育とに訴える中道思想であるとする。

しかし、リバタリアンもコミュニタリアンも、人間性に関する仮定は同様にオプティミスティッ
クに見える。リバタリアンの正義は、均質で理性的で自律的な個人を仮定した議論である。

コミュニタリアンは「個人の権利に対する共通善の優越性を仮定するものではなく、自発的秩序
と自立とのバランス、つまり新しい黄金律が成り立つ社会を支持する。」そして、人間性について
は「人間はそもそも野生の存在として誕生するが、有徳な人物へと成長していく可能性を秘めてい
る。」としてコミュニティによる教育に期待を寄せる⁽³⁰⁾。

エツィオニー自身は、M.ブーバーの影響を受けたが、コミュニタリアニズムの宗教に対する扱
いは、インスツルメンタルであり、寛容であると同時に、必然的に相対主義的である。彼は宗教の役
割について以下のように言及している。

「秩序については、社会学的、歴史的な見地から必要である所以を良く認識し、次のように問うべ
きだと思う。……たとえば、寛容さ、民主的なプロセスへの献身、礼儀正しさ、譲り合いの精神な
どといった手続き上の美德だけで十分なのか。こうした献身は、多様性を許さないのか。たとえば、
これまで主張されてきたように、アメリカはキリスト教社会なのだから、われわれのモラルはキリ
スト教に基礎をおくべきであり、神なき人間中心主義は拒絶されるべきであるのか。それとも、共
有された中心的価値の枠の中におさまるかぎり、多元主義に立つ美德が受容される余地があるの
か。」⁽³¹⁾ という問いを設定し、多元主義に対して肯定的に答えている。

コミュニタリアニズムにおける人間理解として、罪の理解が果して十分であるか⁽³²⁾、その解決策

の認識があるのかについては議論のある所であろう。人間の罪に直面してペシミズムにも陥らず、積極的であり得る道は狭く険しい⁽³³⁾。

コミュニタリアニズムは、その根底に個の尊重があるとはいえ、人間の反社会的な言動、immoralどころではなく a-moral な現実に積極的に対処するために、個人の人権と共通善の価値との二分法的選択を迫られる時に、制裁や処罰により頼むことになる可能性がある。

コミュニタリアニズムの特徴は、コミュニティに対する過剰ともおもえる期待であり、彼等のコミュニティに関する議論は、理念型と理想型が二重映しになった議論が多いとの批判⁽³⁴⁾がある。人間性の理解に偏りがあるとすると、それを基盤としたリベラリズムとコミュニタリアニズムとの論争も水かけ論になる可能性がある⁽³⁵⁾。

このような議論を掘り下げるためには、むしろ、イギリスのブレア政権のように、典型的なコミュニタリアニズムの政権が存在するのであるから、その政策を具体的に評価研究することの方が実り多いかも知れない⁽³⁶⁾。ここにも政策研究の課題がある。

6) 経済学と社会規範

経済学の創始者スミスは規範の必要性を否定はしていない。道徳学者であった彼は⁽³⁷⁾、見えざる手が働くとしても、少しの 'sympathy' が必要だとした。しかし、古い社会の仕組みを残す当時の社会に対してはスミスはリベラルな主張をせざるを得なかった。スミスは、救貧法には批判的で、軍隊や役人や僧侶などの非生産的階級を減らして、小さな政府にすることを支持した⁽³⁸⁾。

経済学は当初、政策的関心を持っていたし、その意味で社会規範に関心を持っていた。その後、経済学は数理的な精緻さを究めて行ったが、功利主義的な人間観を前提とし、規範的思考を排除して行った。「厚生経済学」といっても、その限界は効用主義をでないことである⁽³⁹⁾。しかし、近代経済学は、規範的な考え方の導入を拒否するが、消費者主権という価値規範を良しとしているのである。

経済学は、市場経済のもたらす諸問題（不平等，exclusion，疎外など）に対処できなかった。近年，A.センによって、これまで避けられてきた規範的な領域への再接近が行われ，社会的な注目を集めている⁽⁴⁰⁾。例えば，平等とは何か，どのようにモデル化するかには諸説があり，深遠な議論である。Senの潜在能力（capabilities），Titmusの'imperative'⁽⁴¹⁾，Margolisの'participation'，Rawlsの'maximin'などがある⁽⁴²⁾。Titmus 記念教授のJulian Le Grandはこの議論を引き継いでいる⁽⁴³⁾。しかし，経済学の体系にどのように組み込まれるのかは明らかではなく，今後の大きな研究領域であろう⁽⁴⁴⁾。

3. コミュニティ政策学の諸課題

これまで記したような現状認識と問題意識から，コミュニティ政策学における，さらに2,3の研

究課題について考察する。

1) コミュニティの社会学

コミュニティが、つながりを持って生活する人々を意味するのであれば、それは優れて社会学の研究課題である。社会学はけして目的性を持った学問ではないが、わが国における現在のコミュニティには膨大な数の研究課題が存在する。社会学は実証的研究が中心であり、そのフィールドはコミュニティにある。コミュニティ政策学は、それらの研究を促進し、その研究成果から、コミュニティの健全な発展のための実践的課題を学ばなければならない。

2) 日本における地方自治に関する研究

地方自治に関する研究はコミュニティ政策学の中心的な研究課題である。わが国における法学あるいは行政学研究においても、地方行政は必ずしも中心的な研究対象とはなっていないように思われる。

世界各国における行政の肥大化は、二回にわたる大戦の遂行と福祉国家の実現のために、急速に進行したといわれている。わが国では、民主主義の基盤は幼弱であり、「行政国家」は議会制民主主義の危機をもたらすまでになった。

本来、民主国家にあっては、政策立案は代議員の役割である。しかし、わが国の代議員は十分なスタッフを持つことができない。わが国の立法はその殆どが行政に対する委任立法であり、新たな政策立案は行政が審議会等を開いて立案し、法律案として立法府に提案される。立法府における議論も行政が答弁し、その執行は当然行政が行う。極端なまでの行政国家である。立法府が圧力団体と癒着して、国家の富を分捕ることのみに終始すれば、日本は破綻するであろう。現在の財政危機はその結果でもある。そして、未だにその構造改革に苦しんでいる。

一方、国民の側に存在する、何ごとでも政府にやらせようとする、あるいは何か問題が起こると政府の責任の追求に終始する国民感情は、民主主義を促進するものではない。

2000年の新自治法制定は、わが国の政府構造の大きな変革であり、法的には政策立案と遂行の責任の多くが地方自治体に移管され、民主化が大きく推進されたことは確かである。しかし、経済的な政府間関係は未だに従来のままである。財政基盤の分権化は究めて重要な問題であり、現在政府内で議論が進められつつあるが、残念ながら国民的議論にはなっていない。

政治は国民の鏡であるといわれとおり、今後の地域のガバナンスは、地域の人々の水準をより直接反映するものとなるであろう。人々の民主主義実践の実力が問われることになる。

自治能力に対する不安

これまでの地方自治推進の唱道者の論調は、地方自治、分権化に関してオプティミスティック過

ぎはしなかっただろうか。むしろ、わが国の地方自治には、自治体の議会にも行政にも、自治能力に多くの不安があるといわねばならない。

自治体の立法府は、人々の意見を代表する代議員としてどれだけ機能してきただろうか？現実には、県レベルにおける議員立法は、一部の改革派と呼ばれる知事の県に限られており、他の県ではほとんど見られないという⁽⁴⁵⁾。

自治体の意思決定が、衆愚政治、ワイドショウ政治、オポチュニスト政治を回避し、正義や効率が実現できるのだろうか。東京都のごみ処理施設の立地をめぐるのは、地域エゴが問題になった。また、住民投票が感情によって左右されやすいといわれている⁽⁴⁶⁾。地方自治体の意思決定は冷静に合理的に行われるであろうか。

行政国家の要因は地方にはないのだろうか？圧力団体や族議員は国だけにしか存在しないのだろうか？ Capture Theory⁽⁴⁷⁾からすると、地方においても業界との癒着はさけられそうもない。それどころか、市町村の代議員は手当てが少ないために、殆どが兼業である。

自治体のビジョン

政府体系はそれぞれの国々で多様であるが、ほぼ2～4層であり、かつ組織的にも権限の分掌についても、現在も極めて流動的である。市町村合併は、現在時限立法により奨励されているが、各自治体の自主性によっているので、その進行は政治的状况により極めて流動的、恣意的である。地方自治体に適性規模なるものがあるのか、理論的及び実証研究が必要なのではないだろうか？

わが国では、近年政令指定都市以外に、中核都市、特例市などと線引行政が行われているが、そもそも大都市のエゴイズムをどう考えるのだろうか⁽⁴⁸⁾？

先導的施策の推進

今後の政策課題は、単にイデオロギーやイズムで片付けられない問題が増加するといわれている。環境の問題、生命倫理、原子力エネルギー、介護保険で現金給付を行うべきか、福祉サービスシステムの構築、管理、など、A.ギデンスは「生活政治」⁽⁴⁹⁾と呼べるような領域が大きくなるという。地方自治体でも同様に、簡単には選択困難な政策課題が多々浮上してくることは必定である。このような様々な選択困難な政策について、地方自治体は地方自治の本旨である先導的な政策決定ができるのであろうか？

政策評価研究と大学の役割の重要性

政策は一度だけの政策立案ではなく、plan-do-seeサイクルであり、政策研究にとってはその全てが研究対象となることは当然である。しかし、コミュニティ政策学の役割は、特に政策の評価に特有な役割である。なぜならば、政策評価は重要であるが、立法府にとっても行政にとっても実施

が困難であるので、大学が研究として行うのが良いからである。

評価は重要である。なぜなら、複雑なことがらについては、きちんとした評価があって始めて人々は判断・選択が可能となるはずだからである。

評価は客観的でなければならず、内外の知見の収集や調査データの分析など、技術的な問題があるので、研究的な訓練のない人々には難しい⁽⁵⁰⁾。

行政はその立場上、評価を行うことは難しい。わが国の行政は、国内の最大のシンクタンクである。優れたスタッフと多くのデータを保有している。しかし、ウェーバーの指摘するとおり、行政は立派に職責を果そうとするあまり、批判されることを嫌い、客観的な評価を避けようとする傾向があるからである。2001年、行政が行なう施策を評価することが義務づけられたが、自己評価には限界がある。

民主主義においては市民が主体ではあるが、直接民主主義ではなく代議員制である。代議員である政治家の役割は政策を立案し、その選択を市民に分かりやすく提示することである。しかし、客観的な評価がない時には、感情に訴える説明になりがちであり、かつそれが最もわかりやすい説明となる。

政策評価を行うのに最もふさわしい能力と立場性を保有するのは、他にもない大学、中でもコミュニティ政策のファカルティではなかろうか。真に地方自治と民主主義を向上させるために、コミュニティ政策学科は重要な役割を担っているのである。

これまで、わが国においては政策に関する議論があまりにも少なかった。イギリスにおける緑書や、いわゆるマニフェストがわが国においても恒常化すれば、政策論議は従来より活性化されるであろうし、その影響はいずれ地方にも及んでくるであろう。このような状況が出現すれば、ますます政策評価は重要となり、コミュニティ政策学科の役割が大きくなるであろう。

4) 社会保障とコミュニティ政策学

人々が困った時にはお互いに助け合う仕組みを持つことは、コミュニティの重要な機能である。そのためには多くの資源が必要である。その資源をどのように確保し、人々にどのようにして分配するかは重要なことである。

準公共財と準市場

ものやサービスといった財には公共財、私財の間に、準公共財がある。準公共財 (quasi-public goods) とは、非排他性や非競争性は特に問題にならず、民間でも供給可能であるが、平等を確保したり、放置しては市場が機能しにくい場合に政府が介入し分配する財である⁽⁵¹⁾。ただし、その編縁は必ずしも明確ではない。

これらの財は、ヨーロッパにおける多くの資本主義の国においても、過去においては社会主義的

原理に基づいて分配されていた。社会主義国の崩壊後、各国に誕生したネオリベリズムの政権はこれらの財の分配にも市場原理を取り入れた。具体的には、多くの基幹的な国営事業や、年金、医療、福祉、教育、住宅などsocial policyの対象とされてきた領域である。

これらの領域に導入された市場を「準市場」(quasi-market)とよぶ⁵²⁾。準市場の特徴は、あるがままに放置した場合には市場は失敗すること、従って何らかの政府の介入があること、営利・非営利など多様な経営主体が混在すること、などである。例えば、多くの国々においては医療サービスの価格は市場には任せず、政府が決定している。したがって、その準市場は、価格をシグナルとして買い手と売り手が行動することによって厚生最大化を達成するという市場の機能はもはやあり得ない。したがって、政策の良し悪しを判断し、改善して行くためには、個々の政策の評価によらざるを得ない。ここに巨大な政策研究の領域がある。

医療の準市場研究

わが国の医療制度においては、患者はいかなる医療施設でも受診できるという自由が保証されている。即ち、種々の医療施設と患者の間に市場があり、その市場が機能することによって医療の質と効率が向上するはずである、という前提で制度がつくられている。しかし、この市場は失敗することが知られている。その理由は、市場的な構造が当てはまるとしても、それは患者が医療施設に到達するまでである、また、医療内容の決定が主なる取引だとすると、それは患者と医師という圧倒的な情報の非対称がある相対取引である。

医療サービスは人の人に対するサービスであるので、情報の非対称がある場合のPrincipal-Agent関係である。その理論の教えるところは、そのような場合にはAgent側にモラルハザードが起こる可能性があり、それを防止するためには、第3者の評価と「誘因による制御(incentive constraint)」が重要性である、という。この第3者評価のシステムの構築、利用者側からのケア・サービスの評価システムをどのようにして実現できるか？ これらはいずれも政策研究の多くの課題である⁵³⁾。

「誘因による制御」の方法は、準市場における政策立案において、究めて重要な研究領域である。これらの研究においては、人間性に関する理解が表出する場面であるが、現在まだ十分研究が行われているとは言い難い⁵⁴⁾。

機能しない市場が機能するという前提で制度が構築されているの制度は、全く別様に機能しているのである。われわれの研究によれば、それは結果としては過剰な投資と、サービス提供者のモラルハザードである需要の誘発という悪循環によって、医療費の高騰を招いている^{55), 56)}。したがって、医療サービスの質と効率を確保するにはどうしたら良いかは、優れて政策研究の対象である。

福祉と医療の比較研究

福祉サービスについても医療の場合と同様の心配がある。介護保険制度には市場原理が導入され

た。いわゆる選別主義から普遍主義への潮流である。即ち、ニードによるケアの提供から、需要による方法への転換である。この政策変更はケアの企業化として多くの懸念を生んだ。しかし、福祉の場合には医療と比較するとprincipalとagent間の情報の非対称はさほど大きくはない。消費者による福祉サービスの質の評価は、事前的には困難でも、事後的にはある程度可能かもしれない。従って、その点のみから見る限りは、医療よりも福祉の方が需要による分配には適しているかもしれない。

従来、医療においても福祉においてもケアの専門家は、ニードに見合ったサービスをするように教育されて来た。ニードの概念には消費者主権の概念が希薄であり、それがケアの世界の専門家支配を生んできたという議論がある⁽⁵⁷⁾。

需要によりサービスを提供する制度のもとで、ニードによってサービスを提供するように教育されてきた専門家によって、現実にはサービスは提供されているのである。それはあたかもラグビーのルールを教え込まれたチームとサッカーのルールでトレーニングされたチームが、ピッチで試合をしているようなものであり、そこでは何が、どのように起こっているのかは興味深い問題である。

市場化が効率を向上させることは、かなり期待できることである。しかし、ケアは質が重要である。質の要素は、技術的要素、人間関係の要素、アメニティの要素がある⁽⁵⁸⁾。医療の質では技術的要素の比重が大きいだが、福祉は生活支援である。従って人間関係の要素やアメニティの要素が大きいゆえに、精神的な要素、即ち奉仕の精神、ボランティアリズムが重要であり、さらにその奥には愛情の問題がある。

功利主義的な制度は奉仕的なエートスを持った人々を功利的にする可能性がある、という指摘⁽⁵⁹⁾は十分留意しておかなければならない問題である。

各国のコミュニティ政策に関する研究の意義

イギリスにおけるサッチャー政権は新自由主義政権として、準公共財の分配にも極端な市場化を進めた。地方税制改革に躓いたサッチャー政権は崩壊し、メイジャー首相率いる保守党は、第3の道を主張するブレア政権にその座を奪われた。同政権はマニフェストで（内部）市場を廃止することを公約し、ほとんど全ての医療・福祉従事者の支持を取り付けた。技術的な問題⁽⁶⁰⁾の他にも、彼らは市場化が仮定している功利的人間と見られることに憤りを覚え、彼等のエートスに合わないと感じていたからである。

政権につくや、ブレア政権は前政権の分権化をさらに推し進めると同時に、Primary Care Trustという民間組織を作り、その組織に医療・福祉・公衆衛生の予算と責任をすべて任せようとしている。極端なまでのコミュニティ重視の政策である。

しかし、見えざる手に頼らないとすると、人間の手に頼らざるを得ない。そこで、第3の道はインセンティブによる誘導と監視に頼ることになる⁽⁶¹⁾。しかし、この政策がうまく行くかどうかは、

その経過を見て行かなければならない。

インセンティブ管理を中心とした政策は、「人はインセンティブを与えればその方向へ動くはずである」という、人間性に関する仮定に基づいている。しかし、現実の政策が実施されると人々は別様に、あるいは多様に反応する可能性がある。例えば、様々モラルハザードが起こる可能性があり、また仮定自身に合理性の誤り（rationality mistake⁽⁶²⁾）があるかもしれない。

これらはいずれも現場的な政策評価研究の課題である。

4. ま と め

コミュニティ政策学はコミュニティの福利・発展を目的とした新たな実践的領域であり、その発展は我々が所在するコミュニティに、さらには他のコミュニティの発展に寄与するであろう。また、それは現在の社会の自由化と個人主義化の進行と共に起こりつつある家庭やコミュニティの病理に対処するための知恵と行動の指針をあたえ、わが国の民主主義とコミュニティの健全な発展に寄与するであろう。

コミュニティ政策学は実践的な体系であるので、研究者個人の研究への取り組みも重要であるが、さらにファカルティとして、スタッフが問題意識を共有し、相互の助言と批判によって成長することが極めて重要（critical）である。

世界はグローバル化と地域化の大きな潮流の中にあり、変えられることと、変えられないことが識別されなければならない。コミュニティ政策学に取り組む研究者は、それを識別することができる知恵を祈り求めて行かなければならない⁽⁶³⁾。

Think globally and act locally. そして、「聖学院から未来へ」である。

付 論

コミュニティにはその他にも多くの研究領域が存在する。以下、思いつくままに例をあげるが、これらについての関係者の議論を特に期待したい。

- 1) 教育においても、近年世界的に市場原理が導入されようとしており、同様の大きな課題である⁽⁶⁴⁾。
- 2) 地域経済の諸課題

家計の分析の重要性：今後の政策の評価、たとえば平等、公平などの評価は家計に基づいて評価されなければならない。あるいは、税制を評価するのに家族が一人増えた時の税負担増加で評価するなどの方法⁽⁶⁵⁾は、政策評価のパラダイムチェンジである。

以下、その他の研究課題を列挙する：

- 地域の活性化，地域開発の実例研究
- 社会保障制度の地域経済に対する効果，特に地域経済における連関，乗数効果など

- 地域通貨の経済学
- 時間貯蓄の労働経済学
- ボランティアの労働経済学的研究
- ボランティア組織の歴史的分析

3) 生活の場におけるコミュニティの機能の研究・開発

- 例えば、医療、福祉、教育、環境、交通、都市計画、地域開発などは、コミュニティ機能の生活の場として質を向上させる諸活動であり、単に市場に任せられない、新しい自治のあり方の研究領域である。これらの作業は市場には期待できず、長期的な視点で、計画的に推進されなければならない⁽⁶⁶⁾。
- 「バリア・フリー」の実現
- 障害者の労働と通勤の確保

4) エコロジー的視点の重要性

- 地球環境から地域・住宅環境まで、環境問題の改善

5) コミュニティ形成の前提としての治安と平和に関する研究

注と文献

- (1) gemeinschaftを英語ではcommunity, gesellschaftをassociationと訳す。
- (2) 富沢賢治は、コミュニティという定義は極めて多数あるが、それらの定義に共通なのは「地域」と「つながり」の要素である、という(富沢賢治「コミュニティ政策をめぐる現代の諸課題」講義, 1999)。
- (3) EUの前身となった先導5ヶ国はEuropean Communityと呼んだ。Neill Nugent, *The government and politics of the European Union*, Palgrave, 1999.
- (4) 広辞苑, 岩波書店。
- (5) 例えば、ニュートン(1642-1727)は、現在の微分積分法, 力学, 光学の基礎を築いた。
- (6) 人口転換とは、人口学の大きな法則で、生活水準の向上にともない、まず死亡率が減少し始め、数十年遅れて出生率が減少することを指す。この間に人口が増大する。イギリスは他国に先んじて産業革命を達成し、人口転換が起こり、人口が増加して、世界に雄飛した。日本の人口転換の始まり、つまり死亡率が減少し出したのは大正年間である。明治維新以来、国家の近代化が進められたが、多くの人々の生活が豊かになり、生態にまで影響し出したのは大正になってからから、ということであろう。イギリスから遅れること約100年ということになる。
- (7) ギリシャ悲劇「オイディプス」の運命の絆を意味する「神の見えざる手に導かれて」をスミスが引用した。京極宣高『福祉の経済思想』ミネルバ書房, 1995, p.15.
- (8) 'He, generally, indeed, neither intends to promote the public interest, nor knows how much he is promoting it...he intends only his own gain, and he is in this...led by an invisible hand to promote an end which was not part of his intention. Nor is it always the worse for society that it was no part of it. By pursuing his own interest he frequently promotes that of society more effectively than when he really intends to promote it' Smith (1776), Book IV
- (9) Robert Heilbroner, *The Worldly Philosophers*, Penguin Books, (1953, revised 7th ed. 2000), (R.ハイルブローナ著 八木甫ら訳『入門経済思想史: 世俗の思想家たち』筑摩書房, 2002, pp.510-11.)
- (10) George Ross, *Assessing the Delors Era and Social Policy*, in Stephan Leibried and Paul Pierson (Ed), *European Social Policy: Between Fragmentation and Integration*, The Brookings Institution, 1995. pp.357-

388.

- (11) Neill Nugent, *The European Union Series: The Government and Politics of the European Union*, PALAGRAVE, 1999. はUEの基本的な事実関係が書かれた教科書。
- (12) わが国では社会保障には年金制度の他, 医療・福祉も含むが, social security という英語は主として経済的な保障制度を言う。英語のsocial policy がわが国の社会保障に近いが, それは教育・住宅政策も含んでいる。
- (13) 今井弘道(編著)『新市民社会論』風行社, 2001。
- (14) 佐々木毅, 金泰昌(編)『公共哲学1, 公と私の思想史』東京大学出版会, 2001。佐々木はその前文において, 「われわれの眼前に横たわっている課題を非常に単純化して言うならば, 国家のような機構やイデオロギーによって公共世界を代替させることなく, いかにして公共世界を新たに構想し, 現実のものとするかという課題に他ならない。つまり, 人間的現実そのものに直面することによってしか展望は開けてこないわけであるが, この人間的現実の一面を敢えて大寫しにするならばそれは「私」であり, そこから公共世界を改めて展望して見るという戦略は現代において必要であるとともに不可欠である。」としている。また, 金氏は「公」と「私」の二極対立的発想でその中間領域が原理的に不在という問題をどう考えるか, が重要だとしている。金泰昌, 「今何故, 公共哲学共同研究なのか」, 同書, pp. iv-xii。
- (15) 佐々木毅, 金泰昌(編), 『公共哲学2, 公と私の社会科学』東京大学出版会, 2001。
- (16) 阿部信行, ハーバーマスの「現代史民社会(Zivilgesellschaft)本位の法理論」, 今井弘道(編著)『新市民社会論』風行社, 2001, pp.47-111。
- (17) Enthoven, A. C., *Theory and practice of managed competition in health care financing*. North-Holland, 1988.
- (18) Ellwood, P. M., Enthoven, C.A., Etheredge L., "The Jackson Hole initiatives for a twenty-first century American health". *Health Economics* 1(3): 149-68, 1992.
- (19) Enthoven, A. C., "The history and principles of managed competition". *Health Affairs* 12: 24-48, 1993.
- (20) 郡司篤見「12章世界の医療制度改革」『医療システム研究ノート』丸善プラネット, 1998。
- (21) 静岡県平成14年度朝食摂食状況調査の結果(抽出校: 県立高校9校, 各市町村の幼稚園・小中学校各1校ずつで実施), 朝食の孤食率は, 幼稚園年長児・約29%, 小学6年生・約48%, 中学2年生・約57%, 高校2年生・約61%。この数字はこれまでの調査と比べると, 少し高過ぎるだろう。
- (22) 今井弘道, 第11章, 「市民社会」と現代法哲学・社会哲学の課題, 第九節 消費社会と自己実現個人主義, 今井弘道(編著)『新市民社会論』風行社, 2001. pp.355-393。
- (23) Michael Ignatieff, *The Needs of Strangers*, Sheil Land Associates Ltd. 1984. (M.イグナチエフ著 添谷育志, 金田耕一訳『ニーズ・オブ・ストレンジャーズ』風行社, 1999)
- (24) Amitai Etzioni, *The New Golden Rule: Community and Morality in a Democratic society*, Basic Books, A Division of Harper Collin Publishers, 1996. (A.エチオニ著 安永幸正監訳『新しい黄金律』麗澤大学出版会, 2001, p.6.)
- (25) Amitai Etzioni, 同書, p.10。元来, 黄金律とは, 消極的表現は「汝の欲せざるところを他に施すなかれ」, 積極的には「汝の欲するところを他に施せ」である。しかし, 不完全。なぜなら自己の欲するところといえども他者が欲するとは限らないし, 自己の欲しないところでも, 他者は欲するかも知れないから。不完全さの根本原因は 自己の好き嫌いと言う個人的選好, 私的価値が判断基準とされていること, 自己の意思決定と行為の外部効果が無視されていること。新しい黄金律は「あなたは, 社会に対してあなたの自律を尊重し支持してほしいと願うように, 社会の同等秩序を尊重し支持しなさい。」
- (26) たとえば, M.フリードマンの義務教育のパウチャー化, 負の税制など。
- (27) A.ギデンスはグローバル化が進行しても, できるだけ多くの利益団体の意向を汲み取るようにつとめる, それらの競合する要求を調整するための場を提供する, 公共の利益を守るために市場を規制し, 市場競争を促進して独占を防ぐなど, 11項目の役割を列挙している。Antehony Giddens, *The Third Way*, Polity Press, 1998, (A.ギデンス著 佐和隆光訳『第3の道』日本経済新聞社 1999, pp.88-

90。)

- (28) 川本隆史『ロールズ：正義の原理』講談社，1997。
- (29) Amitai Etzioni，2001，前掲書。
- (30) A.Etzioni，同上書，第六章「人間性の意味」，pp. 231-271。
- (31) A.Etzioni，同上書，序章「自由社会のなかの美德」，pp. 7- 8。
- (32) 安永幸正，「解説：今なぜ新しいコミュニタリアニズムか 二十一世紀の新しい人間と社会づくり」，A.Etzioni 同上書，pp. 497-499。
- (33) 大木英夫は「相対主義が，非寛容やペシミズムに陥る可能性をどう克服するか，まさに倫理的挑戦である。…その自由の中に「罪」があるとすれば，形成としての倫理学は贖罪論を持たねばならないであろう。贖罪なしには歴史は完成へと上がらない。人格の完成とは，教育の課題から救済の課題へと至らねばならないであろう。」という。大木英夫，『新しい共同体の倫理学：基礎論』下 教文館，1994，p. 173。
- (34) 安永幸正，「解説」，A.Etzioni，2001，前掲書，p. 478。
- (35) 坂口 緑，中野剛充「現代コミュニタリアニズム」，有賀 誠，伊藤恭彦，松井 暁（編著）『ポスト・リベラリズム』ナカニシヤ出版，2000。
- (36) プレア政権の医療・福祉政策はprimary care trustなる民間組織に，予算の執行を含め，医療・福祉・公衆衛生のすべてを任せようとしている。きわめて大胆な実験的コミュニティ政策であり，政策研究の良い対象である。
- (37) アダム・スミス『道徳情操論（上・下）』米林富男訳 未来社，1969。
- (38) 京極高宣『福祉の経済思想』ミネルヴァ書房，1995。
- (39) 山脇直司 第3章「ヘーゲルから厚生経済学まで」『経済の倫理学』丸善，2002。
- (40) Amartya Kumar Senの翻訳されている著書は，鈴木興太郎訳『福祉の経済学：財と潜在能力』岩波書店，1988。大庭健，川本隆史訳『合理的な愚か者 経済学：倫理的探求』勁草書房，1989，などがある。彼のcommitmentなる概念は，功利主義を根本から覆すものであろう。
- (41) R. M. Titmuss, *The Gift Relationship*, Allen & Unwin, 1970.(復刻版, A. Oakley and J. Ashtonled, *The Gift Relationship from Human Blood to Social Policy*, LSE Books, 1997.)
- (42) 短いけれども優れたreviewは，Alistair McGuire, John Henderson and Gavin Mooney, 4. Distribution in *The Economics of Health Care: An introductory text*, Rutledge, 1994.pp.54-73.
- (43) Julian Le Grand, *Equity and Choice: An essay in economics and applied philosophy*, Harper Collins Academic, 1991.
- (44) 例えば，Principal Agent Model, Incentive理論など，ケアの経済学には関係が深い。Jean-Jacques Laffont and David Martimort, *The Theory of Incentives: the principal-agent model*, Princeton University Press, 2002.
- (45) 過去10年間に33本の議員提案による条例が成立し，その7割が改革派の知事のいる4件に集中していた。34県で政策条例はゼロであったという。『朝日新聞』2002年8月19日，1面。
- (46) 佐伯啓思「過度の運動 国益を損なう恐れ - 市民は私益に傾きがち」『朝日新聞』オピニオン欄，2000年4月19日。
- (47) 行政と圧力団体の癒着がなぜ起こるかを説明した政治学の理論。行政が業界を規制する当初の目的は，安い価格で，良質のサービスを提供させること。規制のある業界では，退出が増えずに，政府の規制に対して団結して抵抗するようになる。そこで，政府は二つの声，即ち価格を上げると言う業界の声と，下げろという市民の声の間でジレンマに陥る。そのとき，政府を動かすのは，力が集中している方である。その結果，当初の規制しようとするもくろみは，むしろ業界に規制当局が捕らえられる結果となる。
- (48) たとえば保健所は政令指定都市では独自の保健所を持ち，県はそれ以外の地域を担当する。県の保健婦は転勤で移動して，住所が市内にあっても市内に帰ってくるができない。また，介護保険法による保険料は，当然ながら都市部で安く，周辺地域で高くなる。

- (49) A. Giddens, 前掲書, pp.83-84.
- (50) 政策の評価をするには、政策は多目的であるので、評価の枠組みが必要である。近年は、政策の効果だけでなく、効率も重要な側面であるとされる。まず何をどのようにして測定するか、決めなければならないが、目的変数は多変量であり、要因も多変量である。また、質の測定は本質的に難しい。自治体の政策評価に対する枠組みづくりに関する、武藤博巳らのアプローチは、著者らが行ってきた病院機能評価法の開発のそれと酷似している。武藤博巳、「市町村における政策評価 - 施策を中心とした評価手法」聖学院大学研究会、2000；郡司篤晃（1998）前掲書、10章「医療の質の管理」。
- (51) 経済学辞典，東洋経済新報社。
- (52) Julian Le Grand, Will Bartlett (Ed), *Quasi-markets and Social Policy*, Macmillan, 1993.
- (53) 郡司篤晃，1998，前掲書，特に第10章「医療の質の管理」。
- (54) 近年のアメリカにおける従業員の持ち株制度もインセンティブの設計の失敗を意味している。Le Grand は，“robust”なインセンティブの制度設計が重要だと言うが，それが常に見つかるという保証はない。Julian Le Grand, *The State, the Market and Welfare*, A. Gunji (Ed), *The Role and Limitations of the Market in the Health and Welfare System*, Seigakuin University Press, 2003.におけるLe Grand に対する，討論者郡司篤晃の討論。
- (55) 郡司篤晃，1998，前掲書。
- (56) 地域差研究会（代表:郡司篤晃）『医療費の地域差』東洋経済新報社，2001。
- (57) 武川正吾「社会政策とその考え方」『社会福祉』有斐閣，2001。
- (58) A. Donabedian, *The Definition of Quality and Approaches to its Assessment*, Health Administration Press, 1980.
- (59) Julian Le Grand, 2003, op. cit..
- (60) 内部市場では、予算管理GPは、病院と交渉して医療の価格を決めなければならなかったが、医療の原価を計算することは究めて難しいことであった。そのため、取引費用が膨大になり、労働党によって批判された。
- (61) 郡司篤晃『イギリスにおける社会保障制度改革の意義と課題』聖学院大学総合研究所紀要26，2002，pp. 225-261。
- (62) A. Barlow, S Duncan and R. Edwards, *The Rationality Mistake: New Labour's communitarianism and 'supporting families'*, in P. Taylor-Gooby (ed), *Risk, Trust and Welfare*, Macmillan Press Ltd., 2000.
- (63) “O God, give us
Serenity to accept what cannot be changed,
Courage to change what should be changed,
and Wisdom to distinguish the one from the other.” Reinhold Niebuhr
この二パーの祈りを引用して、大木英夫は「... 真実に現実と取り組む知性は、信仰を求め、祈ることを覚える...」という。大木英夫「預言者の知性と祭司的知性」『終末論的考察』中央公論社，1970，pp. 5-23。
この二パーの祈りは「serenityの祈り」と言われているが、その関心の中心は、変えられないことにあるのではなく、むしろ変えられることにあり、未来にある。だから、この祈りは「未来への祈り」と呼ぶべきではなかろうか。
- (64) UK, USAで、教育への競争原理の導入が試みられている。いわゆるchartered schoolの試みである。わが国でも東京都の高校、品川区などで同様の試みが始まっている。
- (65) PSSRUのモデル化の研究，UKの英国国立社会経済研究所（National Institute of Social and Economic Research）によって最近開発された一般会計モデルでは、現行の政策が変化しないとして、一人の子供が生まれたときに税がいくら増えるかを問題とする、つまり一般会計の収支バランスを取るために必要な増税分はいくらか、というわけである。
- (66) 「計画論」も1つの研究領域である。計画経済は歴史的な大失敗に終わった。しかし、現在「計画」は第3の政策手段となっているといわれている。計画論については、西尾勝『行政学の基礎概念』東京大

学出版会，1990。郡司篤晃：『地域福祉と医療計画』季刊社会保障研究26(4)，pp. 369-384，1991。郡司の講義「行政学」の中で2コマ話している。郡司篤晃『行政学概論レジュメ』2003，pp. 24-27。

文献

- 1 . J. Le Grand, W. Bartlett (Ed), *Quasi-markets and Social Policy*, Macmillan, 1993
- 2 . A. Barlow, S Duncan and R. Edwards, *The Rationality Mistake*. New Labour's communitarianism and 'supporting families', in P. Taylor-Gooby (ed), *Risk, Trust and Welfare*, Macmillan Press Ltd., 2000
- 3 . A. Donabedian, *The Definition of Quality and Approaches to its Assessment*, Health Administration Press, 1980
- 4 . A. McGuire, J. Henderson and G. Mooney, 4. Distribution in *The Economics of Health Care: An introductory text*, Rutledge, 1994
- 5 . A. K. Sen, *Comodities and Capabilities*, North Holland, 1985 (鈴木興太郎訳 『福祉の経済学：財と潜在能力』 岩波書店，1988)
- 6 . A. Etzioni, *The New Golden Rule: Community and Morality in a Democratic society*, Basic Books, A Division of Harper Collin Publishers, 1996. (A.エチオニ著・安永幸正監訳 『新しい黄金律』 麗澤大学出版会，2001)
- 7 . A. Giddens, *The Third Way*, Polity Press, 1998, (A.ギデンス著・佐和隆光訳 『第3の道』 日本経済新聞社，1999)
- 8 . P. M. Ellwood, C.A. Enthoven, L. Etheredge, "The Jackson Hole initiatives for a twenty-first century American health". *Health Economics* 1(3): 149-68, 1992
- 9 . A. C. Enthoven, "The history and principles of managed competition". *Health Affairs* 12: 24-48, 1993
- 10 . A. C. Enthoven, *Theory and practice of managed competition in health care financing*. North-Holland, 1988
- 11 . G. Ross, Assessing the Delors Era and Social Policy, in Stephan Leibried and Paul Pierson (Ed), *European Social Policy*. Between Fragmentation and Integration, The Brookings Institution, 1995
- 12 . J-J. Laffont and D. Martimort, *The Theory of Incentives: the principal-agent model*, Princeton University Press, 2002
- 13 . J. Le Grand, *Equity and Choice: An essay in economics and applied philosophy*, Harper Collins Academic, 1991
- 14 . J. Le Grand, The State, the Market and Welfare, A. Gunji (Ed), *The Role and Limitations of the Market in the Health and Welfare System*, Seigakuin University Press, 2003
- 15 . M. Ignatieff, *The Needs of Strangers*, Sheil Land Associates Ltd.1984 (M.イグナチエフ著・添谷育志，金田耕一訳 『ニーズ・オブ・ストレンジャーズ』 風行社，1999)
- 16 . N. Nugent, The European Union Series: *The Government and Polictics of the European Univion*, Palgrave, 1999
- 17 . R. M. Titmass, *The Gift Relationship*, Allen & Unwin, 1970.(復刻版 ,A. Oakley and J. Ashtonled, *The Gift Relationship from Human Blood to Social Policy*, LSE Books, 1997.)
- 18 . R. Heilbroner, *The Worldly Philosophers*, Penguin Books, 1953 (revised 7th ed. 2000), (R.ハイルブローナ著・八木甫ら訳 『入門経済思想史：世俗の思想家たち』 筑摩書房，2002)
- 19 . A. Smith, *The Moral Stentiments*, (A. スミス著・米林富男訳 『道徳情操論（上・下）』 未来社，1969)
- 20 . 阿部信行，ハーバースの「現代史民社会（Zivilgesellschaft）本位の法理論」，今井弘道（編著）『新市民社会論』 風行社，2000
- 21 . 安永幸正，解説：「今なぜ新しいコミュニタリアニズムか 二十一世紀の新しい人間と社会づくり」 A.Etzioni，前掲書
- 22 . 安永幸正，「解説」，A.Etzioni，前掲書

23. 京極高宣『福祉の経済思想』ミネルヴァ書房, 1995
24. 金泰昌「今何故, 公共哲学共同研究なのか」『公共哲学 1、公と私の思想史』東京大学出版会, 2001
25. 郡司篤晃 特に第10章「医療の質の管理」『医療システム研究ノート』丸善プラネット, 1998
26. 郡司篤晃『地域福祉と医療計画』季刊社会保障研究26(4) pp. 369-384, 1991
27. 郡司篤晃, 1998, 前掲書「12章 世界の医療制度改革」
28. 郡司篤晃『イギリスにおける社会保障制度改革の意義と課題』聖学院大学総合研究所紀要26, 2002。
29. 郡司篤晃『行政学概論レジュメ』, 2003
30. 経済学辞典, 東洋経済新報社
31. 広辞苑, 岩波書店
32. 今井弘道(編著)『新市民社会論』風行社 2001
33. 今井弘道, 第11章, 「市民社会」と現代法哲学・社会哲学の課題, 第九節 消費社会と自己実現個人主義, 今井弘道(編著)『新市民社会論』風行社 2001
34. 佐々木毅・金泰昌(編)『公共哲学 2、公と私の社会科学』東京大学出版会, 2001
35. 佐々木毅・金泰昌(編)『公共哲学 1、公と私の思想史』東京大学出版会, 2001
36. 佐伯啓思「過度の運動は国益を損なう恐れ 市民は私益に傾きがち」『朝日新聞』オピニオン欄 2000年4月19日
37. 坂口 緑・中野剛充「現代コミュニタリアニズム」, 有賀 誠・伊藤恭彦・松井 暁(編著)『ポスト・リベラリズム』ナカニシヤ出版, 2000
38. 山脇直司 第3章「ヘーゲルから厚生経済学まで」『経済の倫理学』丸善, 2002
39. 西尾勝『行政学の基礎概念』東京大学出版会, 1990
40. 川本隆史『ロールズ:正義の原理』講談社, 1997
41. A. Sen, *Choice, Welfare and Measurement*, Basil Blackwell, 1982 (大庭健・川本隆史訳『合理的な愚か者, 経済学:倫理的探求』勁草書房, 1989)
42. 大木英夫, 『新しい共同体の倫理学:基礎論』下, 教文館, 1994
43. 大木英夫「預言者の知性と祭司的知性」『終末論的考察』中央公論社, 1970
44. 地域差研究会(代表:郡司篤晃)『医療費の地域差』東洋経済新報社, 2001
45. 武川正吾「社会政策とその考え方」『社会福祉』有斐閣, 2001
46. 武藤博巳「市町村における政策評価 施策を中心とした評価手法」聖学院大学研究会, 2000